

# 経営の健全化のための計画

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)

平成11年3月

日本興業銀行

弊行は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に従い、優先株等の引受等の申請を行います。

なお、今後、計画に記載された事項について重大な変更が生じた場合や生じることが予想される場合は、遅滞なく金融再生委員会に報告致します。

## 目 次

1．金額・条件等	2
(1) 根拠	2
(2) 発行金額、発行条件、商品性	3
(3) 金額の算定根拠及び当該自己資本活用方針	20
2．経営の合理化のための方策	21
(1) 経営の現状及び見通し	21
(2) 業務の再構築のための方策	31
3．責任ある経営体制の確立のための方策	53
(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念	53
(2) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制	56
(3) 自主的・積極的なディスクロージャー	61
(4) 従来の経営責任についての考え方	61
4．配当等により利益の流出が行われなかったための方策等	62
(1) 資本注入前の資本政策	62
(2) 資本注入後の資本政策	63
5．資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策	64
6．株式の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還 又は返済に対応することができる財源を確保するための方策	66
(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方	66
(2) 収益見通し	68
7．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営のための方策	70
(1) 各種リスク管理の状況	70
(2) 資産運用に係る決裁権限の状況	72
(3) 行内企業格付け、ローングレーディングによる管理の状況	73
(4) 資産内容	74
(5) 償却・引当方針	75
(6) 含み損益の状況	80
(7) 金融派生商品等取引動向	81

## 経営の健全化のための計画の前提条件

計画期間中の金利、為替、株価等の設定水準につきましては、以下を前提に考えております

### 日本

	11年初	11/3迄	11年度	12年度	13年度	14年度
金利						
3MTIBOR	0.65%程度	0.65%程度	0.65%程度	0.65%程度	0.75%程度	0.85%程度
10年国債	1.9%程度	1.8%程度	1.8%程度	1.8%程度	1.9%程度	2.0%程度
日経平均	13,200円程度	13,500円程度	14,500円程度	15,000円程度	15,500円程度	16,000円程度
為替(円/ドル)	135円程度	135円程度	135円程度	135円程度	135円程度	135円程度

### 米国

	11年初	11/3迄	11年度	12年度	13年度	14年度
金利						
FF誘導目標	4.75%程度	4.75%程度	4.5%程度	4.25%程度	4.0%程度	4.5%程度
30年国債	5.2%程度	5.1%程度	4.9%程度	4.7%程度	4.5%程度	5.0%程度

### (円金利)

当面は景気のマイナス成長継続を反映し、現状と略同水準横這い推移を予想しております

13年度より景気回復により緩やかに上昇するものと予想しております

### (株価)

下値リスクを含有しながらも、11年後半以降の戻り歩調を予想しております

### (円/ドル為替)

先行き見通しについては不確定要因が多い為、135円程度(申請時点における直近期末レート)を前提に試算しております

### (米国金利)

米国経済の鈍化等を背景に14年3月迄低下基調を継続し、その後は緩やかに上昇するものと予想しております

## 1. 金額・条件等

### (1) 根拠

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第7条に基づき、議決権のある株式の引受け以外の株式等の引受け等の申請を致します

- ・本申請は、同条五 - ロに該当いたします
  - 発行金融機関等が健全な自己資本の状況にある旨の区分
  - 急激かつ大幅な信用供与の収縮が相次いで生じており、又は相次いで生ずるおそれがある状況であり、かつ、これらの状況を改善し、又は回避するために協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合その他特にやむを得ない事由がある場合

#### [ 自己資本の状況 ]

- ・平成10年9月末 9.43%
- ・平成11年3月末(見込) 9.12% (今次申請に基づく資本増強前)

## (2) 発行金額、発行条件、商品性

発行条件に関しましては、「個別金融機関において、普通株式の配当利回りは、優先株式の配当率以下とすることを原則とする」とした金融再生委員会の考え方を踏まえて申請します。

### 優先株式の概要

#### (ア) 株式会社日本興業銀行第一回第二種優先株式

- |     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| 1   | 優先株式の名称         | 株式会社日本興業銀行第一回第二種優先株式(以下「本優先株式」という。)   |
| 2   | 株式の種類及び額面・無額面の別 | 無額面第二種優先株式  |
| 3   | 発行株式数           | 1億4000万株  |
| 4   | 発行価額            | 1株につき1,250円   |
| 5   | 発行価額の総額         | 1,750億円   |
| 6   | 発行価額中資本に組入れない額  | 1株につき625円   |
| 7   | 申込期日            | 平成11年3月30日  |
| 8   | 払込期日            | 平成11年3月30日  |
| 9   | 発行年月日           | 平成11年3月31日  |
| 10  | 配当起算日           | 平成11年3月31日  |
| 11  | 発行方法            | 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。   |
| 12  | 優先配当金           | 優先配当金の額は、本優先株式1株につき年17円50銭とする。ただし、当該営業年度において第13項に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。又、平成11年3月31日の1日間に対応する第一回優先配当金は、1株につき5銭とする。<br>ある営業年度において本優先株式に対して支払われる利益配当金の額が上記優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。又本優先株式に対しては、上記優先配当金を超えて配当は行われない。 |
| 13  | 優先中間配当金         | 優先中間配当金の額は、本優先株式1株につき8円75銭とする。  |
| 14  | 普通株式への転換        |   |
| (1) | 転換を請求し得べき期間     | 平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該   |

基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当行の額面普通株式(以下「普通株式」という。)に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は平成15年9月1日の時価に1.025を乗じ、その結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。ただし、計算の結果当初転換価額が331円を下回る場合は、当初転換価額は331円(以下「下限転換価額」という。)とする。「平成15年9月1日の時価」とは平成15年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記(八)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は(八)に準じて調整される。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。尚、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記(八)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は(八)に準じて調整される。

(ハ) 転換価額の調整 A

本優先株式発行後次の号のいずれかに該当する場合には、転換価額(下限転換価額を含む。)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × (既発行普通株

式数 + ( 新規発行普通株式数 × 1 株当たり払込金額 ) / 1 株当たり時価 ) / ( 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 )

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、又、株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第 220 条にて準用する商法第 215 条第 1 項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。

普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券であって、転換価額又は新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額又は行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の転換価額は当該価額決定日に残存する証券の全額が転換又はすべての新株引受権が行使さ

れたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- B 上記(八)Aに掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む。)の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。
- C 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記(八)Aただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、上記(八)A又はBに定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記(八)A又はBに準じて調整される。
- D 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、又、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、又、株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。  
株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日  
その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1カ月前の日
- E 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、(1)上記(八)Aの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(2)上記(八)Aの株式分割により普通株式を発行する場合は0円、(3)上記(八)Aの時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額、(4)上記(八)Aの決定された転換価額又は行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

- ( 3 ) 転換により発行すべき普通株式数
- 本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。  
 転換により発行すべき普通株式数 = ( 本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額 ) / 転換価額  
 転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ( 4 ) 転換により発行する株式の内容
- 株式会社日本興業銀行額面普通株式( 現在 1 株の額面金額 5 0 円 )
- ( 5 ) 転換請求受付場所
- 名称：中央信託銀行株式会社  
 住所：東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号  
 事務取扱場所：東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号  
 中央信託銀行株式会社 本店
- ( 6 ) 転換の効力発生
- 転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が上記( 5 )に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。
- ( 7 ) 普通株式への一斉転換
- 本優先株式のうち、平成 2 1 年 8 月 3 1 日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成 2 1 年 9 月 1 日( 以下一斉転換日という。 )をもって、本優先株式 1 株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値( 気配表示を含む。 )の平均値( 終値のない日数を除く。 )で除して得られる数の普通株式となる。当該平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。ただし、この場合当該平均値が普通株式の額面金額又は 3 3 1 円のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式 1 株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
- ( 8 ) 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い
- 本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までになされたときは 4 月 1 日に、 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までになされたときは 1 0 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

- |     |            |  |
|-----|------------|--|
| 1 5 | 残余財産の分配    | 当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に<br>対し普通株主に先立ち本優先株式 1 株につき<br>1, 250 円を支払う。本優先株主に対しては、上<br>記 1, 250 円のほか残余財産の分配は行わない。 |
| 1 6 | 消却         | 当行は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主<br>に配当すべき利益をもって当該買入価額により消<br>却することができる。  |
| 1 7 | 議決権        | 本優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほ<br>か、当行株主総会において議決権を有しない。   |
| 1 8 | 新株引受権等     | 当行は、法令に別段の定めある場合を除くほか、本<br>優先株式について、株式の併合又は分割を行わな<br>い。本優先株主に対し、新株の引受権または転換社<br>債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。      |
| 1 9 | 上記各項については、 | 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法<br>律」に基づく承認等、ならびに各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生<br>を条件とする。                                    |

(イ) 株式会社日本興業銀行第二回第二種優先株式

- |     |                     |  |
|-----|---------------------|--|
| 1   | 優先株式の名称             | 株式会社日本興業銀行第二回第二種優先株式(以下<br>「本優先株式」という。)  |
| 2   | 株式の種類及び<br>額面・無額面の別 | 無額面第二種優先株式   |
| 3   | 発行株式数               | 1 億 4 0 0 0 万株   |
| 4   | 発行価額                | 1 株につき 1, 250 円  |
| 5   | 発行価額の総額             | 1, 750 億円  |
| 6   | 発行価額中資本<br>に組入れない額  | 1 株につき 625 円   |
| 7   | 申込期日                | 平成 11 年 3 月 30 日   |
| 8   | 払込期日                | 平成 11 年 3 月 30 日   |
| 9   | 発行年月日               | 平成 11 年 3 月 31 日   |
| 1 0 | 配当起算日               | 平成 11 年 3 月 31 日   |
| 1 1 | 発行方法                | 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法に<br>より発行する。  |
| 1 2 | 優先配当金               | 優先配当金の額は、本優先株式 1 株につき年 5 円<br>38 銭とする。ただし、当該営業年度において第<br>13 項に定める優先中間配当金を支払ったときは、<br>その額を控除した額とする。又、平成 11 年 3 月<br>31 日の 1 日間に対応する第一回優先配当金は、<br>1 株につき 2 銭とする。<br>ある営業年度において本優先株式に対して支払わ |

れる利益配当金の額が上記優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。又本優先株式に対しては、上記優先配当金を超えて配当は行われない。

1 3 優先中間配当金 優先中間配当金の額は、本優先株式 1 株につき 2 円 6 9 銭とする。

1 4 普通株式への転換

( 1 ) 転換を請求し得べき期間 平成 1 5 年 7 月 1 日から平成 2 1 年 8 月 3 1 日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

( 2 ) 転換の条件 本優先株式は、下記の転換の条件で当行の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

( イ ) 当初転換価額 当初転換価額は 5 6 5 円とする。

( ロ ) 転換価額の修正 転換価額は、平成 1 5 年 9 月 1 日以降平成 2 0 年 9 月 1 日までの毎年 9 月 1 日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に 1 . 0 2 5 を乗じた金額に修正される。尚、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が 3 3 1 円を下回る場合は、修正後転換価額は 3 3 1 円（以下「下限転換価額」という。）とする。「時価」とは、各修正日に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。尚、上記 4 5 取引日の間に、下記（ハ）に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は（ハ）に準じて調整される。

( ハ ) 転換価額の調整 A 本優先株式発行後次の号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の 2 倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の 2 倍の額をもって調整後転換価額とする。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × ( 既発行普通株式数 + ( 新規発行普通株式数 × 1 株当たり払込金

額) / 1株当たり時価) / (既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数)

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、又、株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。

普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券であって、転換価額又は新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額又は行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の転換価額は当該価額決定日に残存する証券の全額が転換又はすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これ

を適用する。

- B 上記(八)Aに掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む。)の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。
- C 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記(八)Aただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、上記(八)A又はBに定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記(八)A又はBに準じて調整される。
- D 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、又、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、又、株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。  
株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日  
その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1カ月前の日
- E 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、(1)上記(八)Aの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(2)上記(八)Aの株式分割により普通株式を発行する場合は0円、(3)上記(八)Aの時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額、(4)上記(八)Aの決定された転換価額又は行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

- ( 3 ) 転換により発行すべき普通株式数
- 本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。
- 転換により発行すべき普通株式数 = ( 本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額 ) / 転換価額
- 転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ( 4 ) 転換により発行する株式の内容
- 株式会社日本興業銀行額面普通株式( 現在 1 株の額面金額 5 0 円 )
- ( 5 ) 転換請求受付場所
- 名称：中央信託銀行株式会社  
住所：東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号  
事務取扱場所：東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号  
中央信託銀行株式会社 本店
- ( 6 ) 転換の効力発生
- 転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が上記( 5 )に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。
- ( 7 ) 普通株式への一斉転換
- 本優先株式のうち、平成 2 1 年 8 月 3 1 日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成 2 1 年 9 月 1 日( 以下一斉転換日という。 )をもって、本優先株式 1 株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値( 気配表示を含む。 )の平均値( 終値のない日数を除く。 )で除して得られる数の普通株式となる。当該平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。ただし、この場合当該平均値が普通株式の額面金額又は 3 3 1 円のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式 1 株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
- ( 8 ) 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い
- 本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までになされたときは 4 月 1 日に、 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までになされたときは 1 0 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

- |     |   |   |
|-----|---|---|
| 1 5 | 残余財産の分配   | 当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち本優先株式 1 株につき 1, 250 円を支払う。本優先株主に対しては、上記 1, 250 円のほか残余財産の分配は行わない。 |
| 1 6 | 消却  | 当行は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。   |
| 1 7 | 議決権   | 本優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、当行株主総会において議決権を有しない。  |
| 1 8 | 新株引受権等  | 当行は、法令に別段の定めある場合を除くほか、本優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。       |
| 1 9 | 上記各項については、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく承認等、ならびに各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。 |   |

#### 永久劣後債の概要

1. 社債総額 金 2500 億円
2. 各社債の金額 1 億円の 1 種
3. 社債券の形式 無記名式利札なしに限る。
4. 利率

本社債の利率は、当行が本項(1)乃至(5)の規定に基づき半か年毎に決定する。

- (1) 本社債の利率は、本項(2)乃至(5)の規定に基づき決定される基準レート(以下基準レートという。)に以下のスプレッドを加算したものとす。

平成 11 年 3 月 31 日から平成 16 年 3 月 31 日までは 0.98 パーセント

平成 16 年 4 月 1 日以降 1.48 パーセント

- (2) 本項(1)における基準レートは、発行日の翌日から第 1 回目の利息支払期日(以下支払期日という。)まで及び支払期日の翌日から次回の支払期日までの各期間を利息計算期間とし、各利息計算期間の開始直前の支払期日(初回の利息計算期間の場合は発行日。)の 2 日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下利率基準日という。)のロンドン時間午前 11 時現在のテレレート 3750 頁(円預金の英国銀行協会ライボーレートを表示するダウ・ジョーンズ・マーケット・サービスの 3750 頁をいい、以下テレレート 3750 頁という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の 6 か月預金のオファード・レート(以下 6 か月ユーロ円ライボーという。)とする。当行は、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたるときはその翌日。以下利率決定日という。)にこれを確

認する。

- (3) 利率基準日に、6か月ユーロ円ライボーがテレレート 3750 頁に表示されない場合もしくはテレレート 3750 頁が利用不能となった場合には、当行は、利率決定日にすべての利率照会銀行(その利率基準日の直前の利率基準日のロンドン時間午前11時現在のテレレート 3750 頁に表示された6か月ユーロ円ライボーを算出するために、そのレートを提供し、それが使用された銀行をいう。ただし、第1回目の利息計算期間の利率決定にかかる利率照会銀行は、当該利率基準日の前日(ロンドンにおける銀行休業日にあたるときはその前日。))のロンドン時間午前11時現在のテレレート 3750 頁に表示された6か月ユーロ円ライボーを算出するために、そのレートを提供し、それが使用された銀行をいう。以下利率照会銀行という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在のロンドン銀行間市場における円の6か月預金のオファード・レート(以下オファード・レートという。)の提示を求め、その算術平均値(上位及び下位各2つを除き、算術平均値を算出したうえ、小数点第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6か月ユーロ円ライボーとする。
  - (4) 本項(3)の場合で、当行にオファード・レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6か月ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行のオファード・レートの算術平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点第5位を四捨五入する。)とする。
  - (5) 本項(3)の場合で、当行にオファード・レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6か月ユーロ円ライボーは、当該利率基準日の前日(ロンドンにおける銀行休業日にあたるときはその前日。))のロンドン時間午前11時現在のテレレート 3750 頁に表示された6か月ユーロ円ライボーとする。
  - (6) 当行は、上記により決定された当該利息計算期間の本社債の基準レート、利率及び実日数等必要な事項を第19項に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。
5. 発行価額 額面100円につき金100円
  6. 償還価額 額面100円につき金100円
  7. 払込期日 平成11年3月30日
  8. 償還の方法及び期限

(1) 本社債は、以下のいずれかの事由が生じた場合にその総額を償還する。

日本において当行について解散判決、株主総会の決議、その他法の定める清算事由が発生し、一定の期間内に届出られた債権または当行に知られたる債権のうち、本社債に基づく債権及び第15項(1)乃至(3)と実質的に同じ条件を付された債権(確定期限の付されたものを除く。)並びにその他本社債と支払に関して同順位または劣後順位にある債権を除く全ての債権が、その債権額(協定案のある場合は、その条件による。)につき全額の弁済を受けたこと。

第 15 項(1)乃至(3)に規定する劣後事由が発生し、かつ当該事由にかかる停止条件が成就したこと。

- (2) 当行は、金融監督庁の承認を得たうえで、平成 16 年 3 月 31 日以降第 9 項に定める利息を支払うべき日に、本社債の全部または一部を第 6 項に定める償還価額をもって期限前償還を行うことができる。この場合、当行は期限前償還期日の少なくとも 20 日前に必要な事項を第 19 項に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。
- (3) 本社債の一部償還は抽選の方法によるものとする。
- (4) 償還すべき日が東京における銀行休業日にあたる時は、その前日にこれを繰り上げる。
- (5) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、金融監督庁の承認を得たうえでこれを行うことができる。
- (6) 本社債の償還については、本項のほか第 15 項に定める劣後特約に従う。

#### 9 . 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 11 年 9 月 30 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月及び 9 月の各末日にその日までの前半か年分を支払う。
- (2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたる時は、その前日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の利息を計算するときは、各社債の額面金額に第 4 項に基づき決定される利率を乗じて得られる金額に当該利息計算期間の実日数を分子として 360 を分母とする分数を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 本社債の利息の支払については、本項のほか第 15 項に定める劣後特約に従う。

#### 10 . 利息の繰延

- (1) 各支払期日の直前の当行の株主総会において法令に従い承認または報告された公認会計士の監査証明を受けた当行の最新の非連結貸借対照表に基づく配当可能利益が 1 円に満たない場合には、当該支払期日において支払うべき利息の支払いは、次の期日のうち最も早く到来する日（但し、当該日において第 11 項に規定する支払能力の条件が満たされなかった場合には、かかる条件が満たされるようになった直後に到来する支払期日。）までその支払いを繰り延べることができるものとする。（本項(1)もしくは(2)または第 11 項に従って繰り延べられた利息を、以下「繰延利息」という。）。

その後、当行の株主総会において法令に従い承認または報告された公認会計士の監査証明を受けた当行の最新の非連結貸借対照表に基づく配当可能利益の額が 1 円以上となってから最初に到来する支払期日、

または

第 8 項の規定に基づき、元本の償還期日の到来する日

(2) 公認会計士の監査証明を受けた当行の最新の連結貸借対照表に基づく当行の自己資本比率または当行の株主総会において法令に従い承認または報告された公認会計士の監査証明を受けた当行の最新の非連結貸借対照表に基づく当行の自己資本比率が金融監督庁が要求する最低自己資本比率基準の 1/2 に相当する水準を下回った場合には、当該支払期日において支払うべき利息の支払いは、次の期日のうち最も早く到来する日（但し、当該日において第 11 項に規定する支払能力の条件が満たされなかった場合には、かかる条件が満たされるようになった直後に到来する支払期日。）までその支払いを繰り延べることができるものとする。

その後、公認会計士の監査証明を受けた当行の最新の連結貸借対照表に基づく当行の自己資本比率及び当行の株主総会において法令に従い承認または報告された公認会計士の監査証明を受けた当行の最新の非連結貸借対照表に基づく当行の自己資本比率が金融監督庁が要求する最低自己資本比率基準の 1/2 に相当する水準に達してから最初に到来する支払期日、

または

第 8 項の規定に基づき、元本の償還期日の到来する日

(3) 第 11 項に規定する支払能力の条件が満たされなかった場合には、当該支払期日において支払うべき利息の支払いは、かかる条件が満たされるようになった直後に到来する支払期日までその支払いが繰り延べられるものとする。

(4) 繰延利息に対しては付利しないものとする。

(5) 本項の「配当可能利益」とは、商法及び長期信用銀行法に基づいて利益の配当に供しうる額を意味することとする。

#### 11. 元利金の支払

本社債の元利金は、当行がその支払時に支払能力を有し、かつ支払後においても支払能力を有している場合に限り、支払をすることができるものとする。当該支払日においてかかる条件が満たされなかったために支払わなかった利息の支払いは、第 10 項の規定に従い繰り延べられるものとする。「支払能力を有する」とは、破産法上支払不能ではなく、かつ、当行の株主総会において法令に従い承認または報告された公認会計士の監査証明を受けた当行の最新の非連結貸借対照表上、資産の部の合計金額が負債の部の合計金額（但し、第 15 項(4)に定義する上位債権者以外の者に対する債務の額を控除するものとする。）を超えていることをいう。但し、本項の目的上、資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額は、いずれも当行の代表取締役、監査役または管財人の決定に従い、偶発債務及び後発事象を考慮して調整されるものとする。

#### 12. 物上担保・保証の有無

本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

### 13. 社債の管理

本社債には商法第297条ただし書に基づき、社債管理会社は設置されておらず、社債権者は本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な行為を行う。

### 14. 財務上の特約

本社債には財務上の特約は付されていない。

### 15. 劣後特約

本社債の償還及び利息の支払は、当行につき破産宣告または会社更生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

#### (1) 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産宣告決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項(1)乃至(3)と実質的に同じ条件を付された債権(確定期限の付されたものを除く。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

#### (2) 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本項(1)乃至(3)と実質的に同じ条件を付された債権(確定期限の付されたものを除く。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

#### (3) 日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続またはこれに準ずる手続が外国において本項(1)または(2)に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項(1)または(2)の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(4) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

第 8 項乃至第 11 項、本項及び第 16 項の規定は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本項(1)乃至(3)と実質的に同じ条件を付された債権（確定期限の付されたものを除く。）を除く債権を有するすべての者をいう。

(5) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項(1)乃至(3)に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。

(6) 相殺禁止

当行について破産宣告決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、または日本法によらない破産手続、会社更生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、社債権者は、当行に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

16. 期限の利益喪失に関する特約の有無

当行は、本社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。但し、第 8 項(1)の適用は妨げられないものとする。

17. 登録の抹消による社債券の交付

当行は、社債権者より登録した本社債について登録機関を経由して登録を抹消し、社債券の発行を請求された場合には、当該社債券を交付する。

18. 社債券の喪失等

(1) 本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当行に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求したときは、当行は、これに代り社債券を交付する。

(2) 本社債の社債券を毀損または汚染したときは、その社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

(3) 代り社債券を交付する場合は、当行は、これに要した実費(印紙税を含む。)を徴収する。

本社債の登録を抹消して社債券の交付の請求があった場合も同様とする。

19. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

## 20．社債要項の公示

当行は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 21．社債要項の変更

(1) 本要項に定められた事項(ただし、第 24 項を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、裁判所の許可を得たうえ、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 前号の社債権者集会の決議は、本要項と一体をなすものとする。

## 22．社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、会日より少なくとも 3 週間前に社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。

(2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 社債総額の 10 分の 1 以上に当たる社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

## 23．登録機関

株式会社日本興業銀行

## 24．元利金支払事務取扱者(元利金支払場所)

株式会社日本興業銀行(本店)

### (3) 金額の算定根拠及び当該自己資本活用方針

#### 算定根拠

自助努力による資本調達と併せ、グローバルに展開する金融機関として、公的資金導入後のBIS比率が10%を超える水準を目指します

申請金額	転換社債型優先株	3,500 億円
	永久劣後債	2,500 億円

	10/9 月末	公的資金申請前	公的資金申請後
BIS 比率	9.43%	9.12%	11.14%
Tier1 比率	5.19%	4.88%	6.06%

公的資金導入による収益基盤の強化の効果も含め、5年程度で返済原資相当の自己資本の増加が可能です

#### 活用方針

健全な企業への十分な資金供与を行います

- ・公的資金の導入前に比べ、平残ベースで約1.5兆円の貸出増を見込む

グローバルに展開する金融機関に相応しい水準に自己資本を強化します

- ・持株会社等の経営体制整備及び戦略分野強化のための100億投資

金融グループとしての収益力及び事業基盤の強化を行います

- ・証券業務、資産運用管理業務等へも積極的に資本を投入

## 2. 経営の合理化のための方策

### (1) 経営の現状及び見通し

#### [ 弊行の概要 ]

##### 沿革

明治 35 (1902) 日本興業銀行法に基づき設立

--- 近代工業勃興期における産業資金需要に対応する専門的金融機関  
(長期資金融資、外資導入、証券市場整備)

昭和 27 (1952) 長期信用銀行法に基づき、長期信用銀行に転換

--- 経済復興期、高度経済成長期の資金需要に対応

昭和 60 (1985) 興銀投資顧問(株)設立 [ 現 興銀ITテクノロジー・アセットマネジメント(株) ] 設立

平成 5 (1993) 金融制度改革法施行

平成 5 (1993) 興銀証券(株)設立

平成 6 (1994) 日本興業投信(株)設立

平成 7 (1995) 興銀信託銀行(株)設立

#### 概要 (平成 10 年 9 月末)

株主資本 : 10,861 億円 (資本金 : 4,651 億円、準備金・剰余金 : 6,210 億円)

総資産 : 45 兆 2,756 億円

金融債残高 : 19 兆 4,714 億円

貸出金残高 : 23 兆 2,569 億円

役員数 : 35 人 (取締役、監査役の合計)

従業員数 : 4,899 人

国内店舗数 : 27

海外店舗数 : 22

## 特色

弊行は、以下のような特色をもって展開しています

設立以来、「産業とともに歩む銀行」として、中立性、公共性を背景に、特定の企業系列に関わらず、幅広い取引をさせて頂いております

--- わが国6大企業集団の8割以上と取引

長年の金融債販売をベースに、金融機関・機関投資家と幅広いネットワークを築いております

--- 資金量1,000億円超の投資家（約800社）の6割超と取引  
（資金量ベースでは8割超）

高度化する財務ニーズに対応できるよう、新たな金融サービスの開発・提供に常に努めております

- ・デリバティブズ、ストラクチャードファイナンス、年金債務問題への対応策、自社株買いのアレンジメント等
- ・興銀フィナンシャル・テクノロジー（株）を設立。最先端の金融・情報技術を集約

企業の海外展開のサポート等、専門性の高いグローバルサービスを提供しております

- ・M & A等、グローバルな経営戦略再構築のサポート
- ・プロジェクトファイナンス
- ・世界の主要市場における証券業務展開

設立以来、証券業務において実績を上げてまいりました

- ・戦後、証券取引法による引受業務撤退後も、受託業務等で主導的役割
- ・平成5年、金融制度改革法により、子会社による証券業務が可能になり、今後、証券子会社の業務範囲に関する規制緩和により株式関連業務が再開可能に

マクロ、セミマクロ等の調査関連業務について、高い評価を頂いております

少人数、少店舗での展開によって効率性の高い経営を行っております

(金額単位：億円)

	弊行	都銀平均	米銀(3行)
経費率(営業経費/業務粗利)	39.8%	56.4%	61.2%
営業経費/総資産	0.37%	0.72%	3.48%
従業員1人当り業務純益	0.46	0.20	0.12
従業員1人当り総資産	91	36	5
1店舗当り業務純益	46	8	5
1店舗当り総資産	9,028	1,486	208

(注) 米銀(3行): Citicorp、BankAmerica、Chase Manhattan  
米銀の業務純益: 業務粗利 - 営業経費

金融自由化、規制緩和に沿ってグループによる幅広い業務を展開しております

- ・興銀証券 --- 平成9年度国内公募社債主幹事シェア、引受シェア、トップ
- ・興銀信託銀行 --- 銀行系信託銀行子会社としては信託財産トップ。  
債券は信託では業界トップ
- ・興銀エタブリッシュ・アセットマネジメント  
--- 国内年金(一任契約)残高トップ
- ・日本興業投信 --- 銀行系投信会社では第3位  
銀行窓販に際し地銀40行が採用

## イ．概況

弊行は、わが国の経済発展と産業基盤の強化に資するという理念の下、金融の自由化、国際化、市場化の流れに即し、事業金融を基軸とした金融機関として、銀行本体並びに業態別子会社等を通じた営業体制の整備、商品・サービスの多様化、及び金融技術の高度化等、体制整備を行ってまいりました。その結果として基本的収益力は着実に向上し、金融債を中心とした資金調達も順調に推移しております。

しかしながら、最近の経済環境は、バブル崩壊を契機とした景気低迷と資産価格の下落が続き、足下は金融システムに対する内外の信認の動揺、アジア・新興国等の通貨・金融市場混乱など、世界的な流動性危機と信用収縮が強く懸念される事態となっており、弊行も、この間、多額の不良債権処理損失の計上を余儀なくされるに至りました。また、いわゆる日本版ビッグバンや、グローバルかつダイナミックな金融再編成の流れの中、規制緩和が進展、世界的レベルでの競争が激しさを増し、金融界を巡る動きは益々激しさを増していく状況にあります。

弊行は、このような状況に対応するため、現在、「経営改善5項目」(IBJ FIVE POINTS PLAN)を策定し、企業体質の抜本的見直し、不良債権の処理促進、更なるリストラの推進、コアビジネスの強化、金融再編成への対応、という五つの経営課題を掲げ、経営体制の一層の強化に取り組んでおります。今後の経済・金融を巡る情勢を踏まえ、引続き一段の合理化、経営基盤の強化、業務の再構築が必要であります。弊行と致しましては、絶えざるリストラクチャリングを進め、長年築いてまいりましたお客様との信頼関係を軸に高度な金融技術をベースとした新しい事業金融を展開し、個性的で特色のある金融グループとして一層の経営基盤の強化を図ってまいります。

今般、わが国の金融システムの安定と金融機能の円滑化が経済の活性化にとって喫緊の課題であるとの認識の下、金融機関の早期健全化の枠組みが整備されましたが、弊行は、公共的使命と社会的責任を持った金融機関として、これを重く受止め、業務の再構築に真摯に取り組み、与えられた使命を十分に果たしてまいりたいと考えております。

(図表1-1) 収益動向及び計画

( )内は株式等の引受け等の承認を前提としない場合の見込み計数

	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込	9/9月期 実績	10/9月期 実績
(規模) 資産、負債は平残、資本勘定は末残 (億円)					
総資産	427,657	455,932	448,003	436,278	454,192
貸出金	248,347	254,730	241,998	253,245	241,894
有価証券	69,190	76,477	87,957	66,095	93,625
特定取引資産		15,302	20,000	9,652	20,623
総負債	415,000	441,760	432,790	422,035	443,564
預金・NCD	105,872	112,775	94,056	106,555	104,164
債券	217,565	208,732	194,881	212,339	195,629
特定取引負債		9,816	15,000	5,404	14,916
資本勘定計	14,305	10,669	(11,665)15,165	14,419	10,861
資本金	4,651	4,651	(4,986) 6,736	4,651	4,651
資本準備金	3,616	3,616	(3,951) 5,701	3,616	3,616
利益準備金	721	764	804	742	785
剰余金	5,316	1,637	(注) 1,924	5,409	1,808

(注) 税効果を含む

(収益)

(億円)

業務粗利益	3,937	4,182	4,316	1,856	2,071
資金利益	3,364	2,978	2,845	1,614	1,368
役員取引等利益	369	769	437	159	202
その他業務利益	203	497	812	157	343
実質業務純益(注)	2,258	2,447	2,685	1,001	1,265
業務純益	2,046	2,306	2,025	850	1,258
一般貸倒引当金繰入	211	140	660	151	6
国債等債券関係損( )益	52	343	630	119	274
経費	1,572	1,654	1,570	808	774
人件費	729	743	686	360	348
物件費	743	792	798	385	385
貸出金償却	104	611	372	56	1
債権償却特別勘定繰入額 (個別貸倒引当金繰入額)	2,032	5,062	6,650	538	1,934
株式等関係損( )益	1,031	679	2,825	392	1,916
株式等償却	1,040	2,669	460	1,656	277
経常利益	436	3,577	3,500	231	302
特別利益	5	174	47	4	1
特別損失	28	15	7	12	3
税引後当期利益	411	3,419	2,000	222	300

(注) 実質業務純益=業務純益+一般貸倒繰入

(前年同期比、億円)

リストラによる経費削減額	19	13	29	7	15
営業基盤の強化による粗利益増加額	+15	+96	+95	+48	+48

(配当)

(億円、%)

配当可能利益	4,430	1,174	1,187	4,322	1,066
配当金	107	107	92	107	88
配当率	17.00%	17.00%	14.00%	17.00%	14.00%
配当性向	50.48%			48.56%	29.61%

(経営指標)

(%)

資金運用利回(A)	6.19%	5.46%	4.69%	5.54%	4.73%
貸出金利回(B)	3.41%	3.14%	2.74%	3.12%	2.96%
有価証券利回	2.59%	2.77%	2.57%	2.63%	2.81%
資金調達原価(C)	5.99%	5.35%	4.51%	5.33%	4.60%
預金利回(含むNCD)(D)	3.38%	3.16%	2.23%	3.20%	2.68%
経費率(E)	0.51%	0.52%	0.54%	0.51%	0.51%
人件費率	0.22%	0.22%	0.23%	0.21%	0.22%
物件費率	0.26%	0.26%	0.27%	0.26%	0.26%
総資金利鞘(A)-(C)	0.20%	0.11%	0.18%	0.21%	0.13%
預貸金利鞘	0.32%	0.31%	0.33%	0.28%	0.41%
非金利収入比率(注1)	14.55%	28.78%	28.46%	13.01%	33.91%
ROE(業務純益/資本勘定)(注2)	15.70%	18.50%	(18.13%)15.67%	11.80%	23.40%
ROA(業務純益/総資産)	0.47%	0.50%	0.58%	0.19%	0.27%

(注1)非金利収入比率=(業務粗利益-資金利益)/業務粗利益

(注2)ROE=業務純益/(期首資本勘定+期末資本勘定)/2)

(図表1-2) 収益動向及び計画

	11/3月期 見込	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
(規模) 資産、負債は平残、資本勘定は未残 (億円)					
総資産	448,003	453,418	449,365	444,990	441,746
貸出金	241,998	239,230	241,478	242,978	245,005
有価証券	87,957	89,593	87,609	84,884	83,136
特定取引資産	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
総負債	432,790	438,947	434,478	429,503	425,504
預金・NCD	94,056	108,144	109,399	110,165	111,465
債券	194,881	194,567	195,364	196,552	196,780
特定取引負債	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
資本勘定計	15,165	15,676	16,278	17,134	18,244
資本金	6,736	6,736	6,736	6,736	6,736
資本準備金	5,701	5,701	5,701	5,701	5,701
利益準備金	804	844	891	942	993
剰余金	1,924	2,395	2,950	3,755	4,814
(注) 剰余金には税効果を含む					
(収益) (億円)					
業務粗利益	4,316	3,258	3,423	3,626	3,705
資金利益	2,845	2,459	2,587	2,716	2,736
役務取引等利益	437	381	417	496	582
その他業務利益	812	233	205	168	111
実質業務純益(注)	2,685	1,628	1,844	2,068	2,155
業務純益	2,025	1,628	1,844	2,068	2,155
一般貸倒引当金繰入	660	0	0	0	0
国債等債券関係損( )益	630	100	70	30	30
経費	1,570	1,570	1,519	1,497	1,489
人件費	686	706	681	680	680
物件費	798	794	768	747	739
貸出金償却	372	200	200	50	50
債権償却特別勘定繰入額 (個別貸倒引当金繰入額)	6,650	200	200	250	250
株式等関係損( )益	2,825	0	0	0	0
株式等償却	460	0	0	0	0
経常利益	3,500	1,228	1,444	1,768	1,855
特別利益	47	0	0	150	0
特別損失	7	0	0	0	0
税引後当期利益	2,000	712	838	1,112	1,076
(注) 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒繰入 (前年同期比、億円)					
リストラによる経費削減額	29	100	79	6	1
営業基盤の強化による粗利益増加額	+95	+87	+141	+158	+151
(配当) (億円、%)					
配当可能利益	1,187	1,579	2,042	2,713	3,595
配当金(年間)	181	216	256	256	256
配当率(普通株)	14.00%	14.00%	17.00%	17.00%	17.00%
配当性向		30.33%	30.54%	23.02%	23.79%
(経営指標) (%)					
資金運用利回(A)	4.69%	4.57%	4.42%	4.41%	4.50%
貸出金利回(B)	2.74%	2.70%	2.63%	2.67%	2.79%
有価証券利回	2.57%	2.48%	2.52%	2.57%	2.62%
資金調達原価(C)	4.51%	4.52%	4.31%	4.26%	4.36%
預金利回(含むNCD)(D)	2.23%	2.15%	2.13%	2.15%	2.17%
経費率(E)	0.54%	0.51%	0.49%	0.48%	0.48%
人件費率	0.23%	0.22%	0.21%	0.21%	0.21%
物件費率	0.27%	0.27%	0.26%	0.25%	0.24%
総資金利鞘(A)-(C)	0.18%	0.05%	0.11%	0.15%	0.14%
預貸金利鞘	0.33%	0.45%	0.49%	0.54%	0.60%
非金利収入比率(注2)	28.46%	24.53%	24.43%	25.08%	26.14%
ROE(業務純益/資本勘定)(注3)	15.67%	10.55%	11.54%	12.38%	12.18%
ROA(業務純益/総資産)	0.58%	0.35%	0.41%	0.46%	0.48%

(注1) 非金利収入比率 = (業務粗利益 - 資金利益) / 業務粗利益

(注2) ROE = 業務純益 / ((期首資本勘定 + 期末資本勘定) / 2)

(図表1-3) 当行グループの収益動向及び計画

	(億円,%)						
	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
実質業務純益	2,258	2,447	2,685	1,628	1,844	2,068	2,155
グループ会社収益	135	11	163	197	308	432	465
当行グループ収益計	2,393	2,458	2,848	1,825	2,152	2,500	2,620
グループROE(注)	18.3%	19.6%	22.0%	11.8%	13.4%	14.9%	14.8%

(注) 当行グループ収益計/( (期首資本勘定+期末資本勘定)/2 )

(図表2-1) 自己資本比率の推移…国際統一基準

	(億円)						
	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
資本金・法定準備金	9,010	9,053	13,259	13,303	13,354	13,405	13,456
うち優先株			3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
優先出資証券		1,321	3,110	3,110	3,110	3,110	3,110
剰余金等	6,353	4,070	1,572	2,024	2,555	3,361	4,420
Tier	15,363	14,444	17,941	18,437	19,019	19,876	20,986
優先株式							
優先出資証券							
永久劣後債	250	1,763	5,024	5,024	5,024	5,024	5,024
永久劣後ローン	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
有価証券含み益	3,844	1,834					
土地再評価益		813	768	768	768	700	700
貸倒引当金	1,042	1,165	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
その他							
Upper Tier 計	6,336	6,775	8,752	8,752	8,752	8,684	8,684
期限付劣後債	474	2,075	2,055	2,055	2,055	2,055	1,055
期限付劣後ローン	6,612	5,708	4,232	4,232	4,232	4,232	4,232
その他							
Lower Tier 計	7,086	7,783	6,287	6,287	6,287	6,287	5,287
Lower Tier 上限	7,682	7,222	8,971	9,219	9,510	9,938	10,493
Tier 計	13,422	13,997	15,039	15,039	15,039	14,971	13,971
Tier							
自己資本合計	28,785	28,441	32,980	33,476	34,058	34,847	34,957
	(億円)						
リスクアセット	318,306	277,168	295,810	295,810	295,810	295,810	295,810
オンバランス項目	281,071	241,212	267,474	267,474	267,474	267,474	267,474
オフバランス項目	37,235	33,854	24,636	24,636	24,636	24,636	24,636
その他		2,103	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
自己資本比率	9.04%	10.26%	11.14%	11.31%	11.51%	11.78%	11.81%
上場株式の評価方法	低価法	低価法	原価法	原価法	原価法	時価法	時価法

(注) 11/3期以降、為替135円/ドルを前提

( 図表 2 - 2 ) 日経平均が13,500円程度 ( 10/9末水準 ) で計画期間中推移した場合

( 億円 )

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
実質業務純益	2,685	1,628	1,844	2,068	2,155
経常利益	3,500	1,228	1,444	1,768	1,855
特別損益	40			150	
当期利益	2,000	712	838	1,112	1,076
剰余金残高	1,924	2,395	2,950	2,015	2,784
上場有価証券評価方法	原価法	原価法	原価法	時価法	時価法
B I S比率	11.1%	11.3%	11.5%	11.3%	11.2%

( 注 ) 日経平均株価13,500円の場合、上場株式で約3,000億円程度の含み損

ロ．内外市場における資金運用調達の状況

弊行の資金繰りは、内外のALMの一環として、マルチファイダーによる先行きギャップを把握・コントロールする体制の下、円滑に推移しております

なお、弊行の資金調達の中心である金融債については、公的セクター、ALM運営上のスポット的消化を除くベースでは着実に増加しております

(図表3) 資金繰り状況 (円貨)

(億円)

	9/9 月末実績	10/3 月末実績	10/9 月末実績	11/3 月末見込
コア調達 (A)	223,400	216,914	210,362	211,480
コア預金	16,745	16,060	17,209	17,180
金融債	206,655	200,854	193,153	194,300
コア運用 (B)	243,976	235,273	241,711	246,661
貸出	193,840	187,192	187,565	194,121
投資有価証券等	50,136	48,081	54,146	52,540
コア運調尻 (A) - (B)	20,577	18,358	31,349	35,181
自己資本・現金等	23,251	26,522	22,353	29,342
市場性調達 (C)	40,304	59,820	54,174	58,486
大口預金(10億円以上)	8,197	6,207	6,365	6,500
NCD	9,079	29,414	22,508	22,000
市場性運用 (D)	50,448	71,905	54,039	57,647
市場性調達成 (C) - (D)	10,144	12,085	135	839
インターバンクO/Nポジション	7,470	3,921	8,861	5,000

コア預金 = 流動性預金 (当座預金 + 普通預金 + 通知預金 + 別段預金 + 納税準備金)  
+ 大口定期預金 (10億円未満) + MMC

貸出 = 居住者向け円貨貸出、除く外貨円貸出・外貨外債

投資有価証券 = 国債 (除くTB) + 株式 + その他有価証券 (政地債 + 私募債、投信等)

自己資本・現金等 = 資本勘定 - 現預金 + 引当金 + 無原価資金 + 劣後借入金 + 劣後債 + その他項目

市場性調達 = インターバンク資金 (コール・売渡手形・日銀借入金等、除くO/N調達) + オープン市場資金 (CD、CP等) + 大口定期預金 (10億円以上) + ほか調達 + 円調達

市場性運用 = インターバンク運用 (コール・買入手形) + オープン市場運用 (CD等) + TB + ほか運用 + 円調達運用 (円調達含む) + 円回金等 (円調達超部分も含む)

( 図表 4 ) 外貨資金運用調達状況

( 百万ドル )

	9/9 月末実績	10/3 月末実績	10/9 月末実績	11/3 月末見込
外貨運用計	69,648	66,079	79,321	57,500
うち外貨建て有価証券	14,906	14,502	28,548	20,500
外貨建て貸出	34,447	29,467	27,929	22,375
イバ°外ロソ	1,219	764	658	625
インタ°バンク運用	13,404	6,850	5,845	3,600
外貨調達計	69,648	66,079	79,321	57,500
うちインタ°バンク調達	24,783	20,839	18,135	8,100
円投	11,686	16,726	16,402	18,400
顧客性預金	20,229	11,497	10,481	7,100

## ( 2 ) 業務再構築のための方策

### イ．今後の経営戦略

#### 目指す将来像

金融市場の構造変化を踏まえ、従来の長期信用銀行という枠組みを超えた、強力で信頼感に溢れる、事業金融の担い手として経営基盤を確立してまいります。

- ・ マーシャル・バンク業務とインベストメント・バンク業務を両輪とした事業金融を展開いたします
- ・ お取引先の様々なニーズに的確に対応し、グローバルな市場を通じた高付加価値の金融サービスを提供いたします
- ・ わが国を代表する、中立的で強力な金融グループとして国民経済の発展に貢献いたします

企業の様々な経営課題に対し、事業金融のプロフェッショナルとして、具体的解決策・改善策（“ Solution ”）を提供してまいります

- ・ 弊行の歴史において長年培われた、お取引先の最初の相談相手（“ First Call Bank ”）としての信頼性を、今後も維持・強化し、お取引先の中長期的利益に貢献いたします
- ・ 貸出に加え、証券関連、資産運用管理業務等の各分野においても、高付加価値の金融技術と情報力をベースとした、お取引先の固有のニーズに合致した商品・サービスを提供いたします

リテイルをコアビジネスとする金融機関や機関投資家（“Financial Institution”）とのネットワークを一層強固なものにしてまいります

・リテイルをコアビジネスとする金融機関や地域金融機関、機関投資家に対して、ホールセール型のビジネスを展開し、相互補完・協調関係を強めます

・弊行の設立以来の特色である、特定の企業グループに属さない「中立性」と、金融債販売で培った幅広い、お取引基盤をもとに、ネットワークを拡充いたします

・高度な金融技術力をベースとした「経営課題の相談相手」としての存立基盤を確立してまいります

―― “Financial Institution” の “First Call Bank”

対応方針

経営戦略を一層明確化し、得意分野、戦略分野に経営資源を集中し、非効率分野からは完全に撤退いたします

戦略的強化分野 ―― 「コア・ビジネス」

【コア・ビジネス】

―― 競争力のある商品と質の高いサービスの提供

これからのわが国の産業を担う健全なお取引先の資金需要に対して、引続き積極的に取組むとともに、預金、貸出、外為等、従来型の業務に加え、付加価値の高い金融プロダクトを提供することによって、お取引先の資金調達・運用にお応え致します。

- ・お取引先の資金調達ニーズと投資家の資金運用ニーズの結合
- ・債権及び資産の流動化（売掛金債権、リース債権、不動産等）
- ・ローンパッケージ（投資家のアレンジメント）
- ・クレジットトレーディング（信用リスクの市場での売買）

信用リスク定量化に基づくリスクに見合ったリターン確保と、フィービジネスの拡充により、収益性向上を図ります

## 【インベストメントバンキング】

--- 提案型金融サービスの提供による“Solution Business”の展開

お取引先のニーズの多様化に呼応して、経営戦略、財務戦略の策定をお手伝い致します

お取引先が直面する様々なリスクをヘッジし、バランスシート上の諸問題解決のパートナーになります

- ・年金債務問題への対応策
- ・Mergers & Acquisition (部門売却・買収を含む)
- ・Management Buy-Out
- ・レバレッジド・リース、シテティック・リース等
- ・自社株買いのアレンジメント
- ・プロジェクトファイナンス 等

地域・拠点毎ではなく、本店を核としたグローバルネットワークを構築し、内外一体の営業体制を確立してまいります

## 【国際業務】

グローバルプレーヤーとして、内外市場で優れたサービスを提供するため、国際業務分野を選別的に強化してまいります

- ・営業環境を見極めた、地域毎のビジネスライン絞込みの徹底

(米州)

日系、非日系双方のお取引先に、コマチャバンキングとインベストメントバンキングを併進

(欧州)

非日系一般コーポレートは縮小し、インベストメントバンキング的業務に注力

(アジア)

日系のお取引先をターゲットとしたコマチャバンキングに注力

- ・母店機能拡充による地域内ネットワークの構築と効率的資源配分
- ・効率的営業体制構築のための積極的システム投資
  - ―― 高度な金融取引対応、事務集約、リスク管理能力強化
  - ―― 投資額 200 億円（年間コスト 50 億円      合理化効果のみで 58 億円）

#### 【市場関連業務】

- ・高度な ALM 手法を活用した安定的収益の確立
- ・リスク管理体制の拡充

#### 【証券業務並びに資産運用管理業務】

- ―― 戦略的子会社を活用した直接金融拡大、規制緩和に伴う新しいビジネス機会にスピーディーに対応してまいります

規制緩和に伴い、従来の債券を中心とした証券業務に加えて株式関連業務へも注力してまいります

- ・お取引先の上場・公開支援（IPO）
- ・ETF・デリバティブ等株式関連商品の取扱い

優れた運用力及び商品開発力によって資産運用のベストパートナーを目指します

- ・年金運用（債券／株式、円／他通貨）
- ・投資信託（株式、公社債、バランス型等多種商品の開発、販売）

確定拠出型年金制度（日本版 401K）への対応の先導役を果たします

## 【金融技術開発】

今後益々進展が予想される、新しい金融技術開発と、それに伴う高付加価値金融商品の提供をリードしてまいります

・興銀フィナンシャル・テクノロジーによる最先端金融技術の開発

―― リスク管理手法（信用リスク計量モデル）、資産運用技術（グローバルアセットアロケーションモデル）等のテクノロジーに、第一生命との提携により保険金融テクノロジーが付加

IT（Information Technology）技術の進展に対応した情報ネットワーク業務を展開してまいります

―― キャッシュマネジメントサービス、インターネットバンキング等

## 撤退分野

### 【個人リテール関連のファイナンス業務（除 職域関連）】

金融債・投信の販売及び財形等職域営業を除き、リテールビジネスから撤退致します

―― 個人向け貸出の撤退、信用保証業務子会社の整理等

### 【国際業務の選別的対応】

コアビジネスを展開していく上で不可欠な分野を強化し、それ以外の業務は縮小・撤退いたします

・拠点3割、人員2割、経費1割削減

・更に環境変化に合せ、拠点体制を継続的に見直し

・海外の銀行及び証券現法を整理統合

―― 米国銀行子会社の売却検討等

戦略的子会社を強化し、幅広い金融ニーズに対応できる体制を整備いたします

規制緩和を最大のビジネスチャンスとして、アライアンスによる強化を含め、戦略的子会社を一段と強化し、業務拡大に対応してまいります

#### 【証券業務】

- ・興銀証券
  - 株式業務への取組み、親密証券（リトル）との連携
  - 債券業務における、一層の業容・収益力拡大
- ・野村証券との共同プロジェクト（「IBJ Nomura Financial Products plc」）
  - 高度な金融派生商品の提供

#### 【資産運用・管理業務】

- ・興銀エグザクティブ・アセットマネジメント、日本興業投信
  - 規制緩和による年金等資産運用の拡大
  - 第一生命グループ会社との統合によりグローバルに展開する、総合資産運用会社を実現
- ・野村証券との共同プロジェクト（「野村興銀インベストメント・サービス」）
  - 日本版 401K（確定拠出型年金）への対応について、日本における先導役となるジョイントベンチャー
- ・興銀信託銀行
  - 流動化・管理業務を柱に収益基盤強化
  - 年金業務への取組み等

平成 12 年秋を目途に持株会社を設立いたします

- ・戦略子会社を中心としたグループ経営の強化、効率化を図るとともに、今後の経営の外延的発展に備えます

日本版ビッグバンに対応し、最高水準の総合金融サービスを提供するため、野村証券及び第一生命との業務提携の具体化を進めるとともに、今後も、必要な分野について、内外の中立的かつ強力な金融機関等と、積極的に提携等を検討していく方針です

#### 【野村証券との提携】

成長性、収益性が期待される、以下の二つの業務分野で共同事業を行うことで合意し、具体化を進めております

##### Global Financial Products 事業

- ・ 「IBJ Nomura Financial Products plc」(本社 ロンドン、支店 東京)
  - エクイティ、金利為替その他金融商品、及びそれらの派生商品のストラクチャリング、セールス及びトレーディング (平成 11 年 3 月開業予定)

##### 資産運用・管理事業

- ・ 「野村興銀インベストメント・サービス」
  - 日本版 401K(確定拠出型年金制度)におけるコンサルティング及びレコードキープング業務を共同で行うためのパートナー会社 (平成 10 年 12 月設立)
  - レコードキープング業務を行う事業会社を平成 11 年度に設立
- ・ 「Nomura Securities Global Investment Advisors」(米国)への 50% 出資。合併事業化、日本法人設立
  - グローバルなファンド選択・モニタリングのサービスを投信販売者、委託会社に提供
  - 今後、平成 11 年 3 月までに合併化、日本法人設立

## 【第一生命との全面業務提携】

中長期的観点から、すべての業務分野において強固な協調関係の構築を目指す全面業務提携を行うことで合意し、業務提携委員会を設置し具体化を順次行っております

### 商品・サービスの相互補完

--- 強固な貯蓄顧客基盤と、保険・年金分野に強い第一生命は、弊社と理想的な補完関係

### 融資分野での協調（協調融資、シグケートローン組成、貸出債権流動化等）

--- 平成 10 年 12 月、第一号案件組成

### 不動産証券化商品の開発

#### ・不動産投資、管理ノウハウと金融テクノロジーの融合

--- 平成 10 年 11 月、第一号案件発表

### 両社運用会社の統合（平成 11 年度中統合を目途）

### 投信の加勢リング（平成 10 年 12 月から開始）

### 資産管理業務での提携

### 金融保険分野における商品、新テクノロジー開発

・興銀フィナンシャルテクノロジー（株）の合併化による金融技術と保険数理の融合（平成 11 年 4 月合併化を目途）

### システム、リサーチ等、その他あらゆる業務分野での提携具体化の検討

### 資本関係強化

・平成 10 年 12 月、弊社が第一生命に対し第三者割当増資を実施

徹底的な合理化を敢行し、コスト競争力を高めてまいります

【合理化策のポイント】

- ・ 役員数、行員数の削減を中心とした人件費の削減
- ・ 給与、賞与の抑制によるコスト削減
- ・ 店舗、拠点の整理統合による更なる効率運営の推進
- ・ 遊休施設の全面売却による資産効率の向上
- ・ 積極的なアウトソーシング推進による経費構造の変革

経営体制の整備と経営管理の強化を図ります

経営と執行の分離による新しいコーポレートガバナンスを確立します

- ・ 執行役員制度の導入、アドバイザリーボード設置

コンプライアンス統括機能を強化し、法令遵守を徹底します

- ・ コンプライアンス統括室の強化
- ・ 監理統括本部の設置

新たな経営管理手法を確立し、収益力、リスク負担力に見合った経営資源の配分を行います

- ・ ビジネスユニット制の導入
- ・ 統合リスク管理、リスク調整後収益管理、評価体制を確立